

公 告

塩尻市市民交流センター長期修繕計画及び建物維持管理業務仕様の見直し業務に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和6年4月1日

塩尻市長 百 瀬 敬

1 業務概要

(1) 業務名

塩尻市市民交流センター長期修繕計画及び建物維持管理業務仕様の見直し業務

(2) 目 的

本業務は、塩尻市市民交流センターにおいて、長期修繕計画の見直し及び現在の建物維持管理の業務仕様を見直すことにより、適正かつ効率的な施設の維持・管理運営が行えることを目的とする。

(3) スケジュール

	内容	日時
1	募集要領等の公表・公開	令和6年4月 1日 (月)
2	参加表明書の提出期間	令和6年4月 2日 (火) 午前9時から 令和6年4月15日 (月) 午後5時まで
3	参加資格結果通知	令和6年4月17日 (水)
4	電子データの申請期間	令和6年4月 1日 (月) 午前9時から 令和6年4月15日 (月) 午後5時まで
5	質問書提出期間	令和6年4月 2日 (火) 午前9時から 令和6年4月 5日 (金) 午前12時まで
6	質問に対する回答	令和6年4月 9日 (火)
7	提案書等の提出期間	令和6年4月18日 (木) 午前9時から 令和6年4月23日 (火) 午後5時まで
8	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年4月25日 (木)
9	審査結果通知	令和6年5月 2日 (木)
10	契約予定日	令和6年5月中旬

2 応募者の参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるすべての参加条件を満たす単独企業とする。

(1) 令和5・6年度塩尻市入札参加資格「建設コンサルタント等」のうち「建築コンサル」に登録された者。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

(3) 次の全ての業務の実績があること。実績は元請けでの実績とし、協力業者での実績は不可とする。

ア 長期修繕計画策定業務の実績

区分所有建物で延床面積5,000㎡以上の建築物の長期修繕計画策定業務のうち、平成26年4月1日以降に完了している業務。

イ 建物維持管理業務仕様書策定の実績

区分所有建物で延床面積5,000㎡以上の建築物の建物維持管理業務仕様書策定業務のうち、平成26年4月1日以降に完了している業務。建物維持管理業務とは統括管理業務、建築設備保守点検業務、警備業務、清掃業務、環境衛生管理業務又は植栽管理業務等の複数をまとめて包括管理する業務とし、単独業務の実績は不可とする。

(4) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

- (8) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

3 配置技術者等の配置条件

本業務の実施に当たり、次の要件を満たす管理技術者及び主任担当者（以下「配置技術者等」という。）を配置した実施体制を満たすこと。なお、配置技術者等は、公告日において参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、配置技術者等の交代は、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き認めない。

(1) 管理技術者の配置

次の資格及び実績要件を満たす管理技術者を1名配置すること。なお、管理技術者は業務に支障をきたさない範囲において、建築（総合）分野の主任担当者と兼務することができる。

ア 資格

認定ファシリティマネージャー及び一級建築士の資格を有する者

イ 実績

長期修繕計画策定業務のうち平成26年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに完了している業務（業務の一部でも可）に管理技術者又は主任担当者として携わった実績を有すること。

(2) 主任担当者の配置

次のとおり、分野毎に主任担当者を各1名配置すること。主任担当者に必要な資格要件及び実績要件は次に記載するとおり。

ア 建築（総合）

一級建築士の資格を有する者

イ 電気設備

設備設計一級建築士又は建築設備士を有すること

ウ 機械設備

設備設計一級建築士又は建築設備士を有すること

エ 建設コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士を有する者

(3) その他の担当者の配置

必要に応じて、管理技術者及び主任担当者以外の担当者を配置すること。

4 その他

提案、選考、契約、業務委託等の詳細については、「塩尻市市民交流センター長期修繕計画及び建物維持管理業務仕様の見直し業務募集要領」、「塩尻市市民交流センター長期修繕計画及び建物維持管理業務仕様の見直し業務仕様書」等を参照してください。

5 担当部署

塩尻市 交流文化部 市民交流センター
上條、南澤

住 所 〒399-0736

塩尻市大門一番町12番2号

TEL 0263-53-3350

FAX 0263-53-3362

e-mail collabo@city.shiojiri.lg.jp 及び shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※2つのメールアドレスに送信すること。

※水曜日は休館日のため、電話及びメール対応は不可